

## 第一種動物取扱業者の遵守基準（業種別整理票）

施行規則第8条	販売	貸出し	展示	訓練	保管	その他
第1項 離乳・採飢能力	販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。					
第2項 輸送等に耐える体力	販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。					
第3項 健康上の問題	販売業者及び貸出業者にあっては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。					
第4項 夜間の展示規制	販売業者、貸出業者及び展示業者（登録を受けて展示業を営む者をいう。以下同じ。）にあっては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間ににおいて行うこと。ただし、特定成猫の展示を行う場合にあっては、午前八時から午後十時までの間ににおいて行うことを妨げない。この場合において、一日の特定成猫の展示時間（特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻（複数の特定成猫の展示を行う場合にあっては、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻）のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間をいう。）は、十二時間を超えてはならない。					
第5項 販売に係る動物の情報提供	販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、口から又までに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。	<p>イ 品種等の名称      ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報      ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報      ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模      ホ 適切な給餌及び給水の方法      ヘ 適切な運動及び休養の方法      ト 主人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法      チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）      リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）      ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容      ル 性別の判定結果      ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）      ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）      カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）      ヨ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）      タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等      レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）      ゾ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>				
第6項 顧客の署名	販売業者にあっては、法第二十二条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること	<p>一 品種等の名称      二 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報      三 平均寿命その他の飼養期間に係る情報      四 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模      五 適切な給餌及び給水の方法      六 適切な運動及び休養の方法      七 主人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法      八 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）      九 前号に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）      十 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容      十一 性別の判定結果      十二 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）      十三 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）      十四 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）      十五 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）      十六 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等      十七 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）      十八 前各号に掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>				
第7項 治療等に係る獣医師の証明書	販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。	<p>イ 品種等の名称      ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模      ハ 適切な給餌及び給水の方法      ニ 適切な運動及び休養の方法      ホ 主人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法      ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容      テ 性別の判定結果      チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）      リ 当該動物のワクチンの接種状況      ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>				
第8項 貸出しに係る動物の情報提供	貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。	<p>イ 品種等の名称      ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模      ハ 適切な給餌及び給水の方法      ニ 適切な運動及び休養の方法      ホ 主人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法      ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容      テ 性別の判定結果      チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）      リ 当該動物のワクチンの接種状況      ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>				
第9項 競りあっせん業の会場での販売業者による販売に係る動物の情報提						競りあっせん業者（登録を受けて動物の売買しようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方

供の確認		法により行うことを業として営む者をいう。以下同じ。)にあっては、実施した競りにおいて売買が行われる際に、販売業者により第五号に掲げる販売に係る契約時の説明が行われていることを確認すること。	
第10項 台帳の保管義務	第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。	競りあっせん業者にあっては、実施した競りにおいて売買された動物について、第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び顧客による確認に係る文書の写しを、販売業者から受け取るとともに、当該写しに係る販売業者及び顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第二十二条の六第一項に基づく犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。	
第11項 取引の相手方の遵法状況の確認	動物の仕入れ、販売等の動物の取引を行うに当たっては、あらかじめ、当該取引の相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聽取し、違反が確認された場合にあっては、当該取引の相手方と動物の取引を行わないこと。特に、特定動物の取引に当たっては、あらかじめ、その相手方が法第二十六条第一項の許可を受けていることを許可証等により確認し、許可を受けていないことが確認された場合にあっては、当該特定動物の取引を行わないこと。		
第12項	前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関する環境大臣が定める細目を遵守すること。		
細目第2条 (飼養施設の管理)	飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。 二 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 三 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。 四 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。 五 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。 六 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 七 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 八 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。		
細目第3条 (設備の構造及び規模)	飼養施設に備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 一 ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。 また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 二 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。 三 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。 四 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。		
細目第4条 (設備の管理)	飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。 三 ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。	五 保管業者及び訓練業者にあっては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。	
細目第5条 (動物の管理) 1 動物の飼養・保管の方法	動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。 イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。 ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時的にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。 ハ ケージ等に入る動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとすること。 ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。 ホ 幼齢な犬、猫等の社会化(その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ)を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。	ヘ 保管業者及び訓練業者にあっては、飼養又は保管をする動物間における感染性の疾病のまん延又は闘争の発生を防止するため、親、子、同腹子等とともに飼養又は保管をすることが妥当であると認められる場合を除き、顧客の動物を個々に収容すること。	ヘ 競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合にも、同様の措置を講ずるよう努めるものとする。
	ト 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境(以下「飼養環境」という。)の管理を行うこと。		
	特に、販売業者が、夜間(午後8時から午前8時までの間をいう。以下同じ。)に犬及び猫以外の動物の展示を行う		

	場合には、明るさの抑制等の飼養環境の管理に配慮すること。		
	チ 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。 リ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。		
	ヌ 販売業者、貸出業者及び展示業者であって、夜間に営業を行う場合にあつては、当該時間内に顧客、見学者等が犬又は猫の飼養施設内に立ち入ること等により、犬又は猫の休息が妨げられないようすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に顧客、見学者等が特定成猫の飼養施設内に立ち入ること等により、特定成猫の休息が妨げられないようすること。		
	ル 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。	ル 販売業者及び展示業者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。	
			ヲ 展示業者及び訓練業者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようすること。
	ワ 貸出業者にあっては、貸し出した動物が撮影に使用される場合には、動物本来の生態及び習性に関して一般人に誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。 また、貸出先において、動物に過度の苦痛を与えないよう、利用の時間、環境等が適切に配慮されるようにすること。		
	カ 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認するとともに、その実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。 ヨ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。 タ 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周辺の生活環境を著しく損なわないようすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。 レ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。		
	ソ 販売業者、展示業者及び貸出業者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。		
細目第5条 2 動物の疾病等に係る措置	二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。 イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにすること。競りあっせん業者が、競りの実施に当たって、当該競りに付される動物を一時的に保管する場合も同様とする。 ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。 ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めるここと。		
	ニ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。 ホ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。 ヘ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。		
細目第5条 3 動物の繁殖の方法	三 動物の繁殖は、次に掲げる方法による行うこと。 イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖させないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。 ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。 ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、販売、貸出し又は展示の用に供するため動物を繁殖させる場合にあっては、動物の繁殖の実施状況について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。		

細目第5条 4 動物の輸送の方法	<p>四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。</p> <p>イ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定する等により衝撃による転倒を防止すること。</p> <p>ロ 輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。</p> <p>ハ 輸送する動物の種類及び数は、輸送設備の構造及び規模並びに輸送に従事する者の数に見合ったものとすること。</p> <p>ニ 輸送設備は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有したものとすること。ただし、動物の健康及び安全を守るために特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。</p> <p>ヘ 必要に応じて空調設備を備える等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるようにすること。ただし、動物の健康及び安全を守るために特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>ト 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るために特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>チ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。</p> <p>リ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周辺の生活環境の保全に必要な措置を講じること。</p>
細目第5条 5 動物を譲り渡す場合の方法	<p>五 動物を顧客、取引の場所を提供する者その他の関係者（以下「顧客等」という。）と接触させ、又は顧客等に譲り渡し、若しくは引き渡す場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、夜間に犬又は猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。ただし、特定成猫については、夜間のうち展示を行わない間に特定成猫を顧客と接触させ、又は顧客に譲り渡し、若しくは引き渡さないようにすること。</p> <p>ロ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接觸方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。</p> <p>ハ 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、顧客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じること。顧客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないようにすること。</p>
細目第5条 6 その他の動物の管理	<p>六 その他動物の管理は次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 第一種動物取扱業の廃止等により、飼養又は保管を継続することが困難な動物が生じた場合は、動物が命あるものであることにかんがみ、譲渡し等によって生存の機会を与えるよう努めること。</p> <p>ロ 疾病の回復の見込みがない場合等やむを得ず動物を殺処分しなければならない場合は、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によること。</p> <p>ハ 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備え、又は、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備すること。</p> <p>ニ 動物の飼養又は保管をする場合にあっては、災害時における動物の健康及び安全の確保並びに人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止を図るために、平時より、職員間の連絡体制及び動物の逸走時の捕獲体制の整備、動物の避難方法の確立、餌の備蓄等の対策を講じること。</p>
細目第6条 (その他遵守すべき基準)	<p>第六条 第2条から前条までに掲げるもののほか、第一種動物取扱業は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 第一種動物取扱業の実施に係る広告については、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 氏名又は名称、事業所の名称及び所在地、第一種動物取扱業の種別、登録番号並びに登録年月日及び登録の有効期間の末日並びに動物取扱責任者の氏名を掲載すること。</p> <p>ロ 安易な飼養又は保管の助長を防止するため、事実に反した飼養又は保管の容易さ、幼齢時の愛らしさ、生態及び習性に反した行動等を過度に強調すること等により、顧客等に動物に関して誤った理解を与えることのない内容とすること。</p> <p>二 販売業者にあっては、販売に供しているすべての動物を顧客が目視により、又は写真等により確認できるようすること。また、動物ごとに、次に掲げる情報を顧客から見やすい位置に文書（電磁的な記録を含む。）により表示すること。</p> <p>イ 品種等の名称 ロ 性成熟時等の標準体重、標準体長等体の大きさに係る情報 ハ 性別の判定結果 ニ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等） ホ 生産地等 ヘ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）</p> <p>三 法第22条第3項の都道府県知事が実施する動物取扱責任者研修において動物取扱責任者が得た知識を、他の職員全員に伝達し習得させるための措置を講じること。</p> <p>四 動物の仕入れ、販売、競り等の動物の取引状況（販売先に係る情報を含む。）について記録した台帳を調製し、これを5年間保管すること。ただし、犬猫等販売業者が、法第22条の6第1項に基づき犬猫等の個体に関する帳簿を備え付けている場合は、この限りでない。</p> <p>五 競りあっせん業者にあっては、実施する競りに参加する事業者が第一種動物取扱業の登録を受けていることを確認する等動物の取引に関する関係法令に違反していないこと及び違反するおそれがないことを聴取し、違反が確認された場合にあっては実施する競りに当該事業者を参加させないこと。</p>

<参考>動物愛護管理法（抜粋）  
(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 第一種動物取扱業者の登録の基準

法律第12条 登録を拒否しなければならない理由	施行規則第3条 登録の基準	施行規則第3条の登録の基準が引用する他の基準
(登録の拒否) 第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。  (次の各号) 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの 二 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者 三 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの 四 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 五 この法律の規定、化製場等に関する法律第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第六号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第三項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第六号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第四号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第四号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 七 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの		
第十条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。	第三条 法第十二条第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 事業所及び飼養施設の建物並びにこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有していること。 二 販売業（動物の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。 三 貸出業（動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者にあっては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。 四 事業所ごとに、一名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること。 五 事業所ごとに、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員として、次に掲げる要件のいずれかに該当する者が配置されていること。 イ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験があること。 ロ 営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること。 ハ 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。 六 事業所以外の場所において、顧客に対し適正な動物の飼養及び保管の方法等に係る重要事項を説明し、又は動物を取り扱う職員は、前号イからハまでに掲げる要件のいずれかに該当する者であること。 七 事業の内容及び実施の方法にかんがみ事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な飼養施設を有し、又は営業の開始までにこれを設置する見込みがあること。	(第一種動物取扱業者の遵守基準) 第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 販売業者にあっては、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を販売に供すること。 二 販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。 三 販売業者及び貸出業者にあっては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。 五 販売業者にあっては、第一種動物取扱業者を相手方として動物を販売しようとする場合には、当該販売をしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を当該第一種動物取扱業者に対して文書（電磁的記録を含む。）を交付して説明するとともに、当該文書を受領したことについて当該第一種動物取扱業者に署名等による確認を行わせること。ただし、ロからヌまでに掲げる情報については、必要に応じて説明すれば足りるものとする。 イ～ゾ （略） 六 販売業者にあっては、法第二十一条の四の規定に基づき情報を提供した際は、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を行わせること。 七 販売業者にあっては、契約に当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付すること。また、当該動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。 十 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。
第十条第二項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び	2 法第十二条第一項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準は、次に掲げるものとする。	(第一種動物取扱業者の遵守基準) 第八条 法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 二 販売業者及び貸出業者にあっては、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出しに供すること。 三 販売業者及び貸出業者にあっては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。 八 貸出業者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、契約に当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。 イ～ヌ （略） 十 第五号に掲げる販売に係る契約時の説明及び第一種動物取扱業者による確認、法第二十一条の四の規定に基づく情報提供及び第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認並びに第八号に掲げる貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況について、様式第十一により記録した台帳を調製し、当該販売又は貸出しに係る顧客を明確にした上で、これを五年間保管すること。

<p>管理に関する基準に適合していないと認めるとときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	<p>一 飼養施設は、第二条第二項第四号イからワまでに掲げる設備等を備えていること。      二 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入を防止できる構造であること。      三 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造であること。      四 飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度であること。      五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の実施に必要な規模であること。      六 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。      七 飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。      　イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。      　ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。      　ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。      二 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。      ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。      八 構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。      九 犬又は猫の飼養施設は、他の場所から区分する等の夜間（午後八時から午前八時までの間をいう。以下同じ。）に当該施設に顧客、見学者等を立ち入らせないための措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業（動物の展示を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする者であって夜間に営業しようとする者に限る。）。ただし、特定成猫（次のいずれにも該当する猫をいう。以下同じ。）の飼養施設については、夜間のうち展示を行わない間に当該措置が講じられていること（販売業、貸出業又は展示業を営もうとする者であって夜間のうち特定成猫の展示を行わない間に営業しようとする者に限る。）。      　イ 生後一年以上であること。      　ロ 午後八時から午後十時までの間に展示される場合には、休息できる設備に自由に移動できる状態で展示されていること。</p>	<p>二条 (略)      2 法第十条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。      四 次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（飼養施設を設置し、又は設置しようとする者に限る。）      　イ ケージ等（動物の飼養又は保管のために使用するおり、かご、水槽等の設備をいう。以下同じ。）      　ロ 照明設備（営業時間が日中のみである等当該設備の必要のない飼養施設を除く。）      　ハ 給水設備      　ニ 排水設備      　ホ 洗浄設備（飼養施設、設備、動物等を洗浄するための洗浄槽等をいう。以下同じ。）      　ヘ 消毒設備（飼養施設、設備等を消毒するための消毒薬噴霧装置等をいう。以下同じ。）      　ト 汚物、残さ等の廃棄物の集積設備      　チ 動物の死体の一時保管場所      　リ 餌の保管設備      　ヌ 清掃設備      　ル 空調設備（屋外施設を除く。）      　ヲ 遮光のため又は風雨を遮るために設備（ケージ等がすべて屋内にある等当該設備の必要のない場合を除く。以下同じ。）      　ワ 訓練場（飼養施設において訓練を行う訓練業（動物の訓練を業として行うことをいう。）を営もうとする者に限る。）</p>
<p>犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。</p>	<p>3 法第十二条第一項の幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るために適切なものとして環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。</p> <p>二 犬猫等健康安全計画が、幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持の確保上明確かつ具体的であること。</p> <p>三 犬猫等健康安全計画に定める販売の用に供することが困難になった犬猫等の取扱いが、犬猫等の終生飼養を確保するために適切なものであること。</p>	<p>犬猫等健康安全計画の記載事項（法第10条第3項第2号+施行規則第2条の2）      　・幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等）の健康及び安全を保持するための体制の整備      　・販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い      　・幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖、展示の方法</p> <p>第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準      　→施行規則第3条第1項の全て</p> <p>前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準      　→施行規則第3条第2項の全て</p> <p>第八条の基準      　→施行規則第8条全て</p>
<p>申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p>		

第二種動物取扱業者の遵守基準（業種別整理票）

施行規則第10条の 9	譲渡し	貸出し	展示	訓練	保管	その他
第1項 譲渡しに係る動物についての情報提供	一 謙渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあつては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。					
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           イ 品種等の名称            ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模            ハ 適切な給餌及び給水の方法            ニ 適切な運動及び休養の方法            ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容         </div>			
第2項 譲渡しに係る動物の治療等にかかる獣医師の証明	二 謙渡業者にあつては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること					
第3項 貸出しに係る動物についての情報提供		三 届出をして貸出業を行う者にあつては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。				
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           イ 品種等の名称            ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模            ハ 適切な給餌及び給水の方法            ニ 適切な運動及び休養の方法            ホ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容         </div>			
第4項	四 前各号に掲げるもののほか、動物の管理の方法等に関し環境大臣が定める細目を遵守すること。					
細目第2条 (飼養施設の管理)	飼養施設の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 飼養施設の建物及びこれらに係る土地について、事業の実施に必要な権原を有すること。 二 定期的に清掃及び消毒を行うとともに、汚物、残さ等を適切に処理し、衛生管理及び周辺の生活環境の保全に支障が生じないように清潔を保つこと。 三 1日1回以上巡回を行い、保守点検を行うこと。 四 清掃、消毒及び保守点検の実施状況について記録するよう努めること。 五 動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。 六 動物の鳴き声により周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、鳴き声が外部に伝播しにくくするための措置を講じること。 七 動物の逸走を防止するため、飼養施設の管理に必要な措置を講じ、必要に応じて施錠設備を備えること。					
細目第3条 (飼養施設及びそれに備える設備の構造及び規模)	飼養施設及びそれに備える設備の構造、規模等は、次に掲げるとおりとする。 一 飼養施設は、施行規則第10条の6第2項第2号イからトまでに掲げる設備を備えること。 二 飼養施設は、必要に応じて、排水設備、洗浄設備、廃棄物の集積設備及び空調設備を備えるよう努めること。 三 臭気の拡散又は動物の毛等の飛散により、飼養施設の環境又はその周辺の生活環境を著しく損なう事態が発生するおそれがある場合にあっては、空気清浄機、脱臭装置、汚物用の密閉容器等を備えること。 四 ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が侵入するおそれがある場合にあっては、その侵入の防止又は駆除を行うための設備を備えること。 五 飼養施設及びこれに備える設備等は、事業の内容及び実施の方法にかんがみ、事業に供する動物の適正な取扱いのために必要な構造及び規模とすること。 六 飼養施設の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造とするよう努めること。 七 飼養施設は、飼養又は保管をする動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、その逸走を防止することができる構造及び強度とすること。 八 飼養施設は、動物の飼養又は保管に係る作業の実施に必要な空間を確保していること。 九 飼養施設の構造及び規模が取り扱う動物の種類及び数にかんがみ著しく不適切なものでないこと。 十 ケージ等は、次に掲げるとおりとすること。 イ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。 ロ 側面及び天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことができる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等の特別の事情がある場合にあっては、この限りでない。 ハ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。 ニ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。 ホ 個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとすること。また、飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとすること。ただし、傷病動物の飼養若しくは保管をし、又は動物を一時的に保管する等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 十一 ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。 十二 ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とするよう努めること。 十三 ケージ等及び訓練場は、動物の種類、習性、運動能力、数等に応じて、動物の逸走を防止できる構造及び強度とすること。					
細目第4条 (設備の管理)	飼養施設に備える設備の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 ケージ等に、給餌及び給水のための器具を備えること。ただし、一時的に飼養又は保管をする等の特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 二 ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えるよう努めること。 三 ケージ等の清掃を1日1回以上行い、残さ、汚物等を適切に処理すること。ただし、草地等において飼養又は保管をする等特別な事情がある場合にあっては、この限りでない。 四 ふん尿に係る動物の衛生管理のため、ケージ等には、ふん尿の受け皿を備え、又は床敷きを敷く等の措置を講じること。		五 届出をして保管業を行う者及び届出をして訓練			

		業を行う者にあっては、前号に掲げるもののほか、飼養又は保管をする動物を搬出するたびにケージ等の清掃及び消毒を行うこと。
六 動物の逸走を防止するため、ケージ等及び訓練場に、必要に応じて施錠設備を備えること。		
細目第5条 (動物の管理) 1 動物の飼養・保管の方法	<p>動物の管理は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 動物の飼養又は保管は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。</p> <p>ロ ケージ等の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、管理を徹底した上で一時にケージ等の外で飼養又は保管をする場合にあっては、この限りでない。</p> <p>ハ ケージ等に入る動物の種類及び数は、ケージ等の構造及び規模に見合ったものとすること。</p> <p>ニ 異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入る動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。</p> <p>ホ 幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をするよう努めること。</p> <p>ヘ 動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。</p> <p>ト 動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。</p> <p>チ 走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。</p>	
	リ 届出をして展示業を行う者にあっては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるよう努めること。	
	ヌ 届出をして展示業を行う者及び届出をして訓練業を行う者にあっては、動物に演芸をさせ、又は訓練をする等の場合には、動物の生理、生態、習性等に配慮し、演芸、訓練等が過酷なものとならないようすること。	
	ル 1日1回以上巡回を行い、動物の数及び状態を確認すること。	
	ヲ 動物の死体は、速やかにかつ適切に処理すること。	
	ワ 動物の鳴き声、臭氣、動物の毛等、ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物等により、周囲の生活環境を著しく損なわないようにすること。特に、飼養施設が住宅地に立地している場合にあっては、長時間にわたる、又は深夜における鳴き声等による生活環境への影響が生じないよう、動物を管理すること。	
	カ 動物の逸走時に備え、必要に応じて捕獲体制の整備、個体識別の実施等の措置を講じること。	
	ヨ 届出をして展示業を行う者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、野生由来の動物を業に供する場合には、その生理、生態及び習性を踏まえ、飼養可能性を考慮して適切な種を選択すること。また、その生理、生態及び習性を踏まえて、必要に応じた馴化措置を講じること。	
	タ 飼養又は保管する動物の管理に係る責任者を選任するよう努めること。	
細目第5条 2 動物の疾病等に係る措置	<p>二 飼養施設における動物の疾病等に係る措置は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 新たな動物の飼養施設への導入に当たっては、当該動物が健康であることを目視又は導入に係る契約の相手方等からの聴取りにより確認し、それまでの間、必要に応じて他の動物と接触させないようにするよう努めること。</p> <p>ロ 飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。</p> <p>ハ 疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うよう努めること。</p> <p>ニ 動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。</p> <p>ホ ねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物により動物が健康被害を受けないよう、その発生及び侵入の防止又は駆除を行うこと。</p>	
細目第5条 3 動物の繁殖の方法	<p>三 動物の繁殖は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある動物、幼齢の動物、高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。ただし、希少な動物の保護増殖を行う場合にあってはこの限りでない。</p> <p>ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、貸出し又は展示の用に供するために動物を繁殖させる場合には、みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかる为了避免、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。</p>	
細目第5条 4 動物の輸送の方法	<p>四 動物の輸送は、次に掲げる方法により行うこと。他者に委託する場合にあっても、次に掲げる方法により行われるようにすること。</p> <p>イ 輸送設備（動物の輸送に係る設備をいう。以下同じ。）は、確実に固定すること等により衝撃による転倒を防止すること。</p> <p>ロ 輸送設備は、定期的な清掃及び消毒の実施により、清潔を保つこと。</p> <p>ハ 必要に応じて空調設備を備えること等により、動物の生理、生態等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保されるよう努めること。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じ、餌の種類を選択し、適切な量及び回数により給餌及び給水を行うこと。ただし、動物の健康及び安全を守るための特別な事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>ホ 動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。</p> <p>ヘ 衛生管理、事故及び逸走の防止並びに周囲の生活環境の保全に必要な措置を講じること。</p>	
細目第5条 5 動物を見物客等と接触させる方法	<p>五 動物を見物客等と接触させる場合にあっては、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>イ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、見物客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかる、見物客等が危害を受け、又は動物若しくは</p>	

		<p>見物客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、見物客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。</p> <p>ロ 届出をして貸出業を行う者及び届出をして展示業を行う者にあっては、飼養又は保管をする動物の健康を保持するため、見物客等が動物にみだりに食物を与えることのないよう必要な措置を講じるよう努めること。見物客等が動物に食物を与えることを認める場合には、認めた食物以外のものが与えられることのないよう努めること。</p>	
細目第5条 6 動物の譲渡し、貸出しの方法	六 動物の譲渡し又は貸出しは、次に掲げる方法により行うこと。 イ 譲渡業者にあっては、可能な限り、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べができるようになった動物（哺乳類に属する動物に限る。）を譲渡しに供するよう努めること。 ロ 譲渡業者及び届出をして貸出業を行う者にあっては、可能な限り、飼養環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を譲渡し又は貸出しに供するよう努めること。		
	ハ 譲渡業者にあっては、施行規則第10条の9第1号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、譲渡しに当たって、あらかじめ、これらの情報を譲渡先に対して説明するよう努めること。	<p>(1) 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報 (2) 平均寿命その他の飼養期間に係る情報 (3) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 (4) 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。） (5)(4)に掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊又は去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。） (6) 性別の判定結果 (7) 生年月日 (8) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） (9) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況 (10) 施行規則第10条の9第1号イからホまで及び本号ハ(1)から(9)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>	
細目第5条 7 その他動物の管理の方法	ニ 届出をして貸出業を行う者にあっては、施行規則第10条の9第3号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報が判明している場合には、貸出しに当たって、あらかじめ、これらの情報を貸出先に対して説明するよう努めること。	<p>(1) 主な人と動物の共通感染症その他の当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法 (2) 性別の判定結果 (3) 生年月日 (4) 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況 (5) 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。） (6) 施行規則第10条の9第3号イからホまで及び本号ニ(1)から(5)までに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項</p>	

#### <参考>動物愛護管理法（抜粋）

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

（勧告及び命令）

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 （略）

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（準用規定）

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。